

泉大津における奉安施設

— 真影奉斎の一事例 —

村 田 文 幸

はじめに

2015年度泉大津市・桃山学院大学の連携事業として、企画展「戦争が残したもの」を共同開催し、また、戦争体験調査を実施した。その内容は企画展示図録や報告書「学生たちと学ぶ戦争の記憶」として結実した。しかし、それは調査データのごく一部であった。そこで以下では、既報告ではふれることができなかった調査資料に焦点をあて論じてみたい。

第二次大戦以前、学校等に下賜された天皇・皇后真影及び各種勅語謄本は、奉安殿や奉安庫等と称する奉安施設に安置された。本稿では、これまであまり知られていなかった泉大津市域の小学校における奉安施設の歴史的経過をたどりながら、そこから見えてくる奉安施設を巡る小学校と地域との関係を考察する。

対象とする小学校は現在の戎小学校（河原町）、上條小学校（東助松町）、穴師小学校（我孫子）、旭小学校（昭和町）である。戎小学校は1872年に郷学校出張所として開校し、1875年大津小学、1887年大津尋常小学校・大津高等小学校、1893年大津尋常高等小学校、1927年大津第一尋常小学校、1937年大津第一尋常高等小学校、1941年戎国民学校、1947年戎小学校、と改称した。上條小学校は1872年に郷学校出張所として開校し、1875年助松小学、1887年助松尋常小学校（この頃に簡易小学校も併置か）、1893年上條尋常小学校、1922年上條尋常高等小学校、1932年上條尋常小学校、1941年上條国民学校、1947年上條小学校、と改称した。穴師小学校は1872年に郷学校として開校し、1875年池浦小学、1886年穴師小学、1896年穴師尋常高等小学校、1901年穴師尋常小学校、1922年穴師尋常高等小学校、1932年穴師尋常小学校、1941年穴

師国民学校、1947年穴師小学校、と改称した。旭小学校は1927年に大津第二尋常高等小学校として開校し、1939年大津第二尋常小学校、1941年旭国民学校、1947年旭小学校、と改称した。本稿では、時代・時期に合致する校名を用いた。

1. 大正期以前における勅語・真影の下賜と奉安施設

まず、昭和初期から終戦までの間に建設された屋外奉安施設の前提となる大正期以前の奉安施設の様子について、勅語・真影下賜の状況をふまえて把握したい。

勅語・真影下賜の記録は、1890年11月20日の大津尋常小学校における教育勅語謄本及び明治天皇・昭憲皇太后真影が最初である¹。同月24日には助松簡易小学校、穴師尋常小学校にも教育勅語謄本が下賜された。この年の教育勅語謄本下賜は、郡役所で行われた。助松簡易小学校では、首席教員授業生が大阪府大鳥泉郡役所へ出頭して拝戴し、帰校後は学校に参集した村吏員及び村会議員らとともに勅語奉読式が厳粛に実施された。1908年の戊申詔書の際も郡役所で拝戴されている²。

1890年の真影下賜では、郡役所において拝戴した記述はみえないが、1915年の大津尋常高等小学校では、「大正四年十月廿六日 天皇陛下御真影下賜被遊タルニヨリ学校長ハ町長全道拝戴ノ為メ郡役所メ出頭警官護衛ノ上車上捧持帰校シタレハ町名誉職官公吏全校学童国道ノ町最北端ヨリ堵列奉迎ヲナシ尚ホ一同学校マテ奉送ヲナシタリ」「同日午後二時卅分ヨリ式場ニ於テ拝戴式ヲ挙行シ学校長ヨリ上官ノ訓諭ヲ伝達シ」と、郡役所で下賜された真影を警官護衛の上で沿道奉迎の中帰校し、その後拝戴式を行った記録がある。また翌年には「大正五年十月廿六日 皇后陛下御真影御下賜被遊ニ付川上訓導（小川校長忌引）河合町長警察官同道郡役所へ出頭ノ上拝戴セリ 奉迎及拝戴式挙行ノコトハ前年ノ例ニヨル」とみえ、真影についても勅語同様郡役

¹ 戎小学校『学校沿革誌（自昭和三年四月）』

² 上條尋常小学校『沿革誌（明治三十六年十一月）』、穴師尋常小学校『学校沿革誌（昭和九年壹月浄写）』「御真影及教育ニ関スル勅語謄本拝受年月日」

所で下賜の手續きが行われ、帰校後に拝戴式が挙行されている³。

1927年の大津町第二尋常小学校の記録には勅語謄本下賜が大阪府で行われており、この頃から下賜が大阪府の所管となったようである。また、1939年の同校記録では「軍人援護ニ関スル勅語」写しは郵送による拝受とあり、必ずしも所管庁へ赴く必要のない場合もみられるようになる⁴。

このような教育勅語をはじめとする勅語・詔書類や天皇・皇后他真影は年を経るごとに増加した。1931年時点で大津第一尋常小学校に奉安されている真影をみると、明治天皇、昭憲皇太后、大正天皇、貞明皇后、昭和天皇、香淳皇后の6葉に及んでいる⁵。これらを保管する奉安施設は、教育勅語が発せられた1890年代では屋外に独立した専用施設がみられず、校舎内のいずれかの部屋を奉安場所に充てていた。1890年代における勅語・真影下賜の記録には奉安場所について記されていないが、「奉安」にふさわしい校長室などが初期の奉安施設として利用されていたと考える。奉安のために校舎内に一室を設けた記録は、1900年の大津尋常高等小学校にみえ、7月28日に「御真影室」と「唱歌室」にあてるため東隅の「清潔」な「室ヲ二分」する工事に着手したとある⁶。また『大津町志』にも「御真影奉安室」を設けるために教室を修築して二分し、一室を「奉安室」とし一室を「唱歌室」にあてたとみえる⁷。ただ助松簡易小学校及び穴師尋常小学校の記録には一室を初期奉安施設として設置したという記録はなく、市域全校で奉安専用の室を設けたとはいきれない。

2. 屋外奉安施設の設置

次に屋外奉安施設についてみていきたい。泉大津市域における屋外奉安施

³ 大津尋常高等小学校『学校沿革誌（明治四十二年十二月写）』「大正四年十月廿六日」

⁴ 大津町第二尋常高等小学校『学校沿革誌 その一（昭和二年六月）』「御真影及教育勅語謄本拝戴ノ件」

⁵ 前掲書（1）「御影」

⁶ 前掲書（3）「校舎校地ノ異動及校具ノ増減」

⁷ 伊賀上万次郎ほか『大津町志』580頁、1932年



上条尋常高等小学校奉安庫
(撮影年不明)

設の設置は、1929年2月10日に新築起工した上条尋常高等小学校の例が最初である。上条尋常高等小学校に関しては設置にかかる事務資料が比較的まとまって残っており⁸、その記録にもとづいて屋外奉安施設設置の経緯を知ることができる。

奉安施設設置申請は1929年1月7日であった。上条村長藤原保から大阪府知事力石雄一宛に「御真影奉安所」の設置が関係書類添付の上申請され、2月6日に認可された。申請に先立って1928年12月に設計書が作成された。設計は大阪市天王寺区上

本町9丁目の中村建築事務所であった。摘要書には「御真影奉安殿」として「鉄筋混凝土造平屋建二坪七合九勺増築」とみえる。2月10日に起工し、2月22日に、2月6日付認可「御真影奉安殿」が「位置都合上、別紙図面ノ通り、位置変更致度候条、御認可相成度」旨の追加申請が出された後、4月5日付で竣工届が大阪府へ提出された。奉安殿竣工届と同日付で天皇・皇后真影拝戴の申請も行われた。

真影拝戴の申請を受けた大阪府は、4月16日付で下賜条件を提示した。それは、「御真影奉安所及奉掲所ノ設備アラハ、其ノ位置ヲ知り得ヘキ校舎平面図、並奉安所、奉掲所設備ノ状況ヲ、知り得ヘキ図面説明書ヲ提出セラレ度、若シ、設備未済ナラバ、将来ニ於ケル該計画詳細承知致度」、「御真影奉護ニ関スル宿直規定等承知致度」、「本申請書並添付図面等ハ、総テ正副二通ヲ提出セラレ度」の3点であった。うち2点は真影の取り扱いに関するもので、奉安施設の位置に加え式典で掲示する場所である「奉掲所」の位置と、真影管理警備に視点をおいた宿直規定等を把握しようとするものであった。

⁸ 「上条村小学校御真影奉安殿の設置」1928年（泉大津市史編さん委員会『泉大津市史』4、819頁、1988年）

大阪府から示された下賜条件に対して、上條村は①奉安所と奉掲所を校舎配置図内に朱書し、②奉安所が「二坪七合九勺」の洋風鉄筋コンクリート造であり、真影を桐箱に入れて保管する仕様となっていること、③奉掲所と奉掲方法について「第四校舎九、十、十一教室ニテ挙式ノ際、間口式間、奥行三尺ノ檜材、床様式、両床脇附ノ箇所中央ニ壇ヲ設ケ、緞帳、上飾、前帷等ヲ以テ裝飾スル所ニ奉掲ス」るものであること、④「御真影奉護ニ関スル規程」として、真影・勅語謄本等は全て「奉安庫」に収蔵し、鍵は当直員が保管し、開閉は校長（不在の際は主席訓導）が掌り、清掃等は職員が行い、非常時は助松神社と曾根神社を第一及び第二奉遷所とし、拝賀式の奉遷は校長が掌り訓導が護衛先導すること、の4項目にわたる回答を行った。

6月21日、大阪府から再度申請に対する条件が出された。それは、「御真影奉掲ノ位置ハ、便所ニ隣接シテ適当ナラサルニ付、他ニ適当ノ箇所ヲ選定ノ上、之ニ設備ヲ為シ、然ル後本願提出相成度」というもので、奉掲所を再選定した上であらためて申請を促すものであった。それに対して上條村は奉掲所の変更を承知しなかったのであろう、大阪府はあらためて10月9日に「御真影奉掲ノ位置、便所ニ隣接シ適当ナラザルニ付、適当ノ箇所選定ノコト」とし、「選定困難トセハ、其ノ理由及他ニ適当ノ施設ヲ為シ得ルヤ、例ヘハ便所ノ全部、若クハ一部ノ除去等」を行うことを促し、「若シ、便所ノ全部若クハ一部ヲ除去スルトセハ、其ノ仕様及模様替ヲセムトスル時機」を報告するよう伝えてきた。

上條村としては、「御真影奉掲ノ位置、他ニ適当ノ箇所選定困難」であり、「財政緊縮ノ折柄」のため、「便所ノ一部ヲ除去」することとした。除去の方法は、「便所ハ奉掲所ニ接スル間口一間通り取毀チ、間柱二本ヲ入レ、板張りテ完全ニ隔テヲナシ、跡地ハ空地トナス」というもので、便所が狭くなったためであろうか、「従来ハ、女便所ノミナルモ、残ル半分ヲ男便所ニ模様替セン」とするものであった。この内容は、「其模様替ハ許可ノ通知アリ次第、至急着手可致コト」の一文を添え、10月15日付で大阪府へ回答された。

翌10月16日、大阪府から真影下賜の許可がなされ、22日午前9時に大阪府庁で伝達されることが伝えられた。伝達にあたっては、「所轄警察署ト打合せ、警衛ノ為警察官一名ヲ附スルコト」「拝戴者ハフロックコートヲ著（着）用ノコト、但シ、モーニングコート、又ハ紋服、紋付羽織、袴ヲ着用スルモ

差支ヘナシ」「御真影台紙ハ縦一尺五寸四分、横一尺一寸八分ニシテ、之ヲ壇紙ニテ包装セリ」「捧持スルニ必要ナル白布ヲ携帯スルコト」「当日午前八時半迄ニ、知事官房へ参集ノコト」「拝戴者ハ印形持参ノコト」といった心得や準備物等が示された。

真影拝戴申請にかかる一連の事務と並行して、菊紋章の奉安施設への取付許可申請も行われた。4月5日付で竣工届がなされた同月末の4月27日に大阪府に提出された「菊御紋章施設許可願」には、「御真影奉安庫建設ノ儀、御許可相成候処、該奉安庫ニ菊御紋章ヲ描出シテ、一層尊厳ナラシムルハ、学校児童訓育上大ノ効果ヲ収メ得ルノミナラス、一般民心ヲシテ、一層尊崇ノ念ヲ發揮セシムル」効果があると述べ、表面に純金鍍金を施した直径6寸5分の真鍮製紋章を、「中央直径四分丸ボールヲ以」てとりつけるものとされた。なお、真鍮の材料は銅90%、錫5%、亜鉛2.5%、鉛2.5%の割合で、「御紋章総体ノ厚ミ」は「平均一分五厘トス」と詳細に記され、製作にあたっては「丁寧ニ鑄造」することを約していた。

一件書類を通して上條村と大阪府のやりとりをみると、双方とも奉安施設建設にあたっては真影に関わる事として少なからぬ配慮はしているものの、奉掲所選定では地域自治体と上級官庁との温度差も垣間見える。この差は単に現場と上級官庁との認識差としてのみ捉えるのではなく、奉掲所の位置について4月5日の真影下賜申請から10月16日の下賜許可まで実に半年間にもわたって協議を重ねていることからして、地域自治体といえども上級官庁の指示に盲従していたわけではないことの証左ともいえよう。その背景には、真影下賜が国家施策として実施されている一方、奉安施設の設置に関しては地域主導で行われていたことに一因があると考えられる。次に、奉安施設を設置するにあたり、地域が密接に関わっていた例をみていきたい。

3. 屋外奉安施設の建設と地域の協力

上條尋常高等小学校について、1933年に大津第一尋常小学校、1934年に大津第二尋常高等小学校、1935年に穴師尋常小学校で、屋外奉安施設が相次いで建設された。以下、3校の様子をみる。

大津第一尋常小学校では、1933年9月1日に「本校教育後援会長大和愛三

郎外町内有志十九人ヨリ御真影奉安庫及奉安殿改修費寄附ヲ受」け、同年12月1日の竣成までにかかった費用が855円であった。その間の10月27日には「御真影奉安庫ニ菊御紋章一個描出ノ件許可ヲ受」けた⁹。

大津第二尋常高等小学校では、1934年に撮影された奉安施設と建設工事関係者が写っている写真が残ること¹⁰、及び1934年3月10日付で大阪府へ申請され同年4月11日に許可された「御真影奉安殿ニ菊御紋章描出ノ件」が記録にみえること¹¹から、この年に屋外奉安施設が建設されたことが明らかで



大津町立第二尋常小学校
奉安殿（1934年）

ある。写真の工事関係者が着用している法被には「貫野」の文字がみえ、地域の建設会社「貫野建設」による施工であったことがわかる。

穴師尋常小学校では、1934年7月2日に「奉安殿地鎮祭」が執行され、翌1935年4月25日に落成し、「御真影拝戴式ヲ兼ね落成式ヲ挙」行した。真影拝戴は、「八木町長」と「矢田校長」が「拝戴ノ為大阪府へ登庁」した¹²。奉安施設を前にして関係者が居並ぶ記念写真も残っており、「昭和十年四月二十五日御真影奉戴記念」の印字がみえる¹³。

穴師尋常小学校の記録で注目されるのは、奉安殿寄付者名である¹⁴。寄付

⁹ 前掲書（1）「沿革」

¹⁰ 写真「大津第二尋常高等小学校御真影奉安庫建築関係者」1934年（泉大津市制施行70周年記念写真集制作委員会『泉大津市の70年』10頁、2013年）

¹¹ 前掲書（4）「御真影奉安殿ニ菊御紋章描出ノコト許可証写」

¹² 前掲書（2）穴師尋常小学校『学校沿革誌（昭和九年沓月浄写）』「雑件」

¹³ 写真「穴師尋常小学校奉安殿」1935年、前掲書（10）

¹⁴ 前掲書（2）穴師尋常小学校『学校沿革誌（昭和九年沓月浄写）』「雑件」



穴師尋常小学校奉安殿（1935年）

額 1 円から60円まで、合計1,777円を寄付者94名から集めており、その大半は八木大津町長をはじめとする地域住民及び訓導や学務委員など学校関係者である¹⁵。現金以外では、個人から奉遷殿を、職員一同から桐縁額が寄付されている。

寄付者の中にはこの施設を設計し「設計費中ヨリ四拾円」を寄付した泉南郡佐野出身の建築家池田谷久吉の名も見える。池田谷は1931年11月11日佐野第二小学校の奉安庫を建設するなど、泉州をはじめ大阪を中心に多くの建造物を手掛けた建築家である¹⁶。

費用面では学校関係者や地域住民の寄付に依存しており、実際の建設では地域業者が携わる場合や地域を中心に活動する建築家の姿が見られることから、屋外奉安施設の建設には地域の意向や考え方が多少なりとも反映していたといえよう。また、泉大津市域の屋外奉安施設の写真を比較すると、同じ

¹⁵ 穴師小学校を1968年に卒業し、市内池浦町に在住の佐島博氏による

¹⁶ 植松清志「建築家池田谷久吉旧蔵資料の分析的研究」（大阪人間科学大学紀要『Human Sciences』7、2008年）を参照した

様式のものは見当たらない。上條尋常高等小学校の屋外奉安施設は丸屋根の洋風建築であり¹⁷、大津第二尋常高等小学校及び穴師尋常小学校のものはいずれも千木鯉木付屋根の神社風建築だが、前者が平入であるのに対し後者は妻入としているところなど、ほぼ同時期に建設された建物であってもあえて仕様を変えているところにも、地域の主体性を見いだせるのではなからうか。

4. 学校生活と真影奉斎

ここでは、学校生活や行事の中で奉安施設に保管された勅語謄本や真影が地域にいかなる影響を与えたのかという点について、大津第一尋常小学校『校規教則綴』¹⁸の記録を通じて明らかにしたい。

『校規教則綴』には、「本校児童教育ノ方針」として、「本校ハ教育勅語戊申詔書今上陛下御踐祚並ヒニ御即位式ノ儀ニ賜ヒシ勅語及ヒ大正四年十二月文部大臣ニ賜ヒシ御沙汰書ノ聖旨ヲ奉体シ小学校令第一条ノ旨趣ニ遵ヒ教育ノ方針ヲ左ノ如ク定ム」とあり、つづいて「心身健全ニシテ完全ナル人格ヲ備ヘ町民トシテ独立自治国民トシテ忠君愛國ノ精神ヲ發揮シ得ヘキ児童ヲ教育スルニアリ」と記され、「町民トシテ独立自治国民トシテ忠君愛國ノ精神ヲ發揮」する行動が学校生活の中に浸透していた。それにもとづく「勅語詔書奉体方ニ関スル規定」では「修身科教授ニ於テカヲ致スノミナラス、三大節及ビ其他機会アル毎ニ之ヲ奉読スルノ外、尋常科第四学年ニハ之ヲ奉読スルニ至ラシメ、同第五学年以上ニハ之ヲ暗誦スルノミナラス文字ニ表出セシメ、卒業期ニ至リテ全ク暗記スルニ至ラシメ、以テ畢生之ヲ牢記セシメ聖旨ヲ奉体セシム」と、学年に応じた勅語詔書教育がすすめられた。さらに「毎年十月三十日勅語御下賜ノ日トシ、暗誦暗写セシメソノ成績ヲ見ル、尋常五学年以上暗写セシ成績物ハ記念トシテ永ク保存セシム」といった行事も組まれた。また「勅語ノ暗誦暗写ニツイテハ言語態度極メテ莊重ナルベシ」と、暗誦暗写を行う際の姿勢も厳しく指導されていた。

¹⁷ 写真「御真影奉安庫」（上條百年編集委員会『上條百年』21頁、1974年）及び、前掲書（8）820頁所収設計図面参照

¹⁸ 大津第一尋常小学校『校規教則綴』

勅語謄本が安置された奉安施設に対する姿勢についても「莊重」が求められた。1945年に我国民学校（旧大津第一尋常小学校）を卒業した川端潔氏によると「築山には二宮尊徳の石像があり、奉安殿と共に登校、下校時に最敬礼をするのが慣例であった」¹⁹という。また、第二次大戦前後を穴師国民学校で過ごした川端幸男氏からの聞き取りでは、「小学校は集団登校でした。戦前の登校では、学校に到着するとまず二宮金次郎像の前に並んで礼をし、次に奉安殿の前で礼をし、次に校長室へ行って『穴田〇〇人』と報告してから教室へ入りました。」²⁰ということである。勅語謄本や真影が「忠君愛国ノ精神」を根付かせるツールとなっていた様子がうかがえる。

行事及び式典における関わりはいかなるものであったのだろうか。「拝賀式及其他儀式ニ関スル規定」には拝賀式での次第がみえる。これには、「一月一日紀元節天長節祝日ニハ最精神ヲ籠メテ嚴肅ナル式ヲ挙ゲ御真影ヲ拝シ御盛徳ノ高キヲ仰ギ御仁慈ノ深キニ感奮セシムルト共ニ满腔ノ誠意ヲ以テ祝賀ノ意ヲ表ハサシム」の前文につづいて「拝賀式ノ順序」が記される。それは、職員児童入場、来賓入場、開式（一同敬礼）、唱歌（君か代）、御影開扉、拝賀（一同最敬礼）、勅語奉読（一同最敬礼）、奉答唱歌、学校長誨告、児童総代祝辞、当日相当唱歌、御影閉扉、閉式（一同敬礼）、来賓以下順次退場という流れであった。拝賀式は、先の上條尋常高等小学校における屋外奉安施設設置経緯の中でもふれたが、大津第一尋常小学校においても「奉掲所」で実施されたものと思われる。

大津第一尋常小学校における学校生活及び式典を通して勅語謄本や真影が地域教育に果たした役割をみたが、その根底にある思想は「町民トシテ独立自治国民トシテ」の「忠君愛国精神」であった。屋外奉安施設の建設を地域で進めなければならなかった理由もここにあるのではないだろうか。換言すれば「忠君愛国精神を教育するための装置づくりは、地域が自主的に担う」ということである。その行動の顕れとして、地域が自律的に屋外奉安施設の建設を進めたのである。

¹⁹ 記念誌編集委員『戎の100年』116頁、1972年

²⁰ 泉大津市・桃山学院大学戦争体験調査委員会『学生たちと学ぶ戦争の記憶』11頁、2015年

5. おわりに

泉大津市域の小学校における奉安施設について、地域における利用実態を検討した。大正期以前には、小学校の教室内に奉安施設を設けていたが、昭和時代に入ると屋外奉安施設が各小学校で建設されるようになった。その建設には地域住民や学校関係者が少なからず協力していることがわかった。また、学校生活における真影奉斎の実際にも触れ、忠君愛国精神を教育するための自律的な行動として、地域主体の奉安施設づくりが進められたことを指摘した。

第二次大戦後、勅語や真影の重要性やその扱いにおける「莊重」さは、国家体制の転換とともに失われた。その様子は、奉安施設解体の過程にもみられる。旭国民学校では1946年1月に真影を奉還した後、「昭和二十一年二月十四日聯合軍最高司令部ノ御真影奉安殿ノ神道的色彩除去ニ関スル司令ニ基」づいて、「御真影奉安殿千木檜木」を「即日取外シ」た²¹。穴師国民学校では1946年1月29日にまず真影の奉還が行われ、4月20日に奉安殿の千木檜木が取り外された。6月18日からは奉安施設の取壊し作業が開始し「屋根一部分取壊」され、7月3日には「一先ヅ完了」した²²。奉安施設取壊し後、建築部材はさまざまな形で再利用された。川端幸男氏は、「奉安殿は取り壊したあと、材料を分けて、みんなに配りました。屋根は銅葺きでしたが、工場の授業で、カマボコ板に貼って表札にしたりしました。昭和22～23年ごろのことです。大きい銅版は3つくらいに分割して、上手な人が釘で彫り物をしました。」「うちの本家の人や、戦後取り壊した奉安殿の石をもらってきて、家の敷地にあったお稲荷さんの祠の囲いにしました。奉安殿入口の門をもらってきて家の敷地に建てた人もいました。」と語っており²³、物資が不足していた時代ではあったが、かつて「莊重」を旨とし登下校時には礼をした建物に対する畏敬の念は、戦後間もなく失われていったことがうかがえる。

²¹ 前掲書 (4) 「御真影奉安殿千木檜木取外シノコト」

²² 前掲書 (2) 穴師尋常小学校『学校沿革誌 (昭和九年壹月浄写)』「御真影及教育ニ関スル勅語謄本拝受年月日」

²³ 前掲書 (20)



戎小学校に残されていた
奉安施設の金庫

現在、市域には現存する奉安施設は存在していない。長く戎小学校の校長室で金庫として残されていた旧戎国民学校奉安施設の金庫は、2006年に校地を移転した際、取り壊された²⁴。いずれも写真を通してのみ建物の様子を知ることができる。

本稿によって市域奉安施設について全てが明らかになったわけではない。建物の建築構造に

についても今回は触れてはいない。管見資料のみを用いて記述したため生じるであろう誤解や錯誤については、諸兄の御叱正を乞う次第である。

付記 連携事業で調査を実施しながら報告できずにいた資料を、桃山学院年史紀要で報告する機会を得たことは望外の喜びです。桃山学院史料室はじめ桃山学院大学関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

(泉大津市教育委員会事務局生涯学習課文化財専門官)

²⁴ 2004年に撮影した写真が残る